

京都市職員共済組合保健事業に関する規程（平成22年12月1日規程第6号）の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年3月31日

京都市職員共済組合
理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合規程第1号

京都市職員共済組合保健事業に関する規程の一部を改正する規程

第2条の表健康相談の項中「職員相談室」を「メンタルヘルスカウンセリング事業」に改め、同表その他健康の保持増進のための必要な事業の項中「、スポーツクラブ法人会員利用、スポーツクラブ施設利用補助」を削る。

第3条の表健康相談の項中「職員相談室」を「メンタルヘルスカウンセリング事業」に改め、同表その他健康の保持増進のための必要な事業の項中

「

歩こう会	組合員とその家族	なし
スポーツクラブ法人会員利用、スポーツクラブ施設利用補助	組合員、被扶養者	各スポーツ施設との契約に規定する額

を

」

「

歩こう会	組合員とその家族	なし
------	----------	----

に

」

改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)